建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月10日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

１　処分をした年月日　平成27年７月８日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　昭和鉄工株式会社　山本　駿一　福岡県福岡市東区箱崎ふ頭３－１－35　国土交通大臣許可（般特－24）第2536号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年５月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月10日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

１　処分をした年月日　平成27年７月８日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　九電テクノシステムズ株式会社　小山　一民　福岡県福岡市南区清水４丁目19番18号　国土交通大臣許可(般－23)第24204号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２４５８号

大阪府茨木市玉瀬町38番６号　秋田ハイツ201号

債務者　大杉登志子

１　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５４３号

大阪市淀川区野中北２丁目６番28号クインテットハイツ404号

債務者　須藤　久美

１　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７０１号

大阪市西淀川区佃５丁目５番31－401号

債務者　荻野　秀人

１　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７７５号

大阪市西成区萩之茶屋３丁目６番10号　ウエストサイド　403

債務者　森内　典生

１　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８７４号

大阪府茨木市稲葉町17番20号　ハイツコミュニティ103号

債務者　栗尾　一貴

１　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８９１号

大阪市都島区片町１丁目６番17号　ビアリッツ中村　601号

債務者　鈴木　和夫

１　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９６８号

大阪府八尾市桂町５丁目25番地の28

債務者　菊地　貴光

１　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３７号

千葉県柏市花野井593番地５　パールハイツ松丸52－203号

債務者　稲葉　　守

１　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２５９号

千葉県松戸市小根本137番地の１　アルス松戸シンシアガーデン107号

債務者　景山　　塁

１　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２７５号

千葉県松戸市竹ケ花15番地

債務者　岩島　陽太

１　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２８２号

千葉県流山市西初石４丁目113番地の23　パークサイドコーポ102

債務者　石井　雅春

１　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２９９号

千葉県野田市中野台30番地の26

債務者　宮田　和彦

１　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部